

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年1月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600360号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600208号

第1 結論

請求者のA社における平成19年8月12日及び平成19年12月26日の標準賞与額を3万円、平成20年12月26日の標準賞与額を15万円、平成21年8月13日、平成21年12月26日、平成22年8月13日、平成22年12月27日、平成23年8月13日、平成23年12月26日、平成24年8月12日、平成24年12月26日、平成25年8月12日及び平成25年12月26日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成19年8月12日、平成19年12月26日、平成20年12月26日、平成21年8月13日、平成21年12月26日、平成22年8月13日、平成22年12月27日、平成23年8月13日、平成23年12月26日、平成24年8月12日、平成24年12月26日、平成25年8月12日及び平成25年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年8月12日、平成19年12月26日、平成20年12月26日、平成21年8月13日、平成21年12月26日、平成22年8月13日、平成22年12月27日、平成23年8月13日、平成23年12月26日、平成24年8月12日、平成24年12月26日、平成25年8月12日及び平成25年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年12月
④ 平成21年8月
⑤ 平成21年12月
⑥ 平成22年8月
⑦ 平成22年12月
⑧ 平成23年8月

- ⑨ 平成 23 年 12 月
- ⑩ 平成 24 年 8 月
- ⑪ 平成 24 年 12 月
- ⑫ 平成 25 年 8 月
- ⑬ 平成 25 年 12 月

A社から請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。厚生年金保険料が控除されていたので、当該標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑪、⑫及び⑬について、A社から提出された請求期間に係る給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は同社から、請求期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑪、⑫及び⑬にそれぞれ3万円、請求期間③に15万円の賞与の支払を受け、いずれも賞与額に相当する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間⑧及び⑩について、上述の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、当該期間において、A社からそれぞれ3万円の賞与の支払を受け、いずれも3万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑧及び⑩に係る標準賞与額については、上述の給与所得に対する源泉徴収簿により確認できる賞与額からそれぞれ3万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、上述の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求期間①は平成19年8月12日、請求期間②は平成19年12月26日、請求期間③は平成20年12月26日、請求期間④は平成21年8月13日、請求期間⑤は平成21年12月26日、請求期間⑥は平成22年8月13日、請求期間⑦は平成22年12月27日、請求期間⑧は平成23年8月13日、請求期間⑨は平成23年12月26日、請求期間⑩は平成24年8月12日、請求期間⑪は平成24年12月26日、請求期間⑫は平成25年8月12日、請求期間⑬は平成25年12月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成19年8月12日、平成19年12月26日、平成20年12月26日、平成21年8月13日、平成21年12月26日、平成22年8月13日、平成22年12月27日、平成23年8月13日、平成23年12月26

日、平成 24 年 8 月 12 日、平成 24 年 12 月 26 日、平成 25 年 8 月 12 日及び平成 25 年 12 月 26 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 8 月 31 日に提出し、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600362号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600209号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和19年6月15日から昭和20年8月15日まで

私は、請求期間について、B学校在学中に勤労働員学徒としてC町(現在は、D市)のA社に勤務したが、請求期間の労働者年金保険及び厚生年金保険の記録がない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

E学校から提出されたB学校の第22回卒業生名簿及び創立六十周年記念誌の勤労働員学徒に係る記載内容、請求者の具体的な記憶及び複数の同級生の陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、勤労働員学徒としてA社において働いていたことがうかがえる。

しかしながら、労働者年金保険法施行令第10条第3号及び厚生省告示第50号(昭和19年5月29日告示)によると、勤労働員学徒については労働者年金保険(昭和19年10月1日からは厚生年金保険)の被保険者に該当しない者とされている。

また、請求者と一緒にA社において勤労働員学徒として働いていた複数の同級生は、当時は中学生であり、労働者年金保険及び厚生年金保険には加入していなかった旨陳述しているところ、請求者が名前を挙げた14名の同級生は、請求期間に労働者年金保険及び厚生年金保険の記録が確認できない。

さらに、A社(昭和20年10月*日からはF社)は昭和26年6月*日に解散し、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求者の勤務実態、労働者年金保険及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態、労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。